

農地転用に伴う誓約書

1. 物件の表示

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 面積 (㎡) | 貸し人 | 借り人 | 摘要 |
|-------|----|-------------|----|-----------|-----|-----|----|
| | | 登記事項 証明書 | 現況 | | | | |
| 亀山市 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

印

- 上記物件の土地の転用について、周囲の農地所有者全員に説明し承諾を必ず得ます。その他、農業委員会が審議に必要とする関係書類は提出します。
- 農地の埋立工事により農道など公共施設を使用する場合は、その施設を破損しないよう注意し、万一破損した場合は、転用者において原形に復します。
- 農地を転用することによって排水不良並びに土砂の流出、下水の排水等により隣地農地又は付近農地、農業用水路、農道に被害を及ぼさない施設をします。万一被害を及ぼした場合は、転用者において解決します。
- 農地を転用する際に、道路、水路等公共用地との境界は、所定の手続（亀山市建設部及び上下水道部）を行ったうえ設定します。なお、公共用地である溝畔はそのまま残します。
- 農地の転用により道路、水路等公共用施設を占用又は加工変更する場合は、亀山市建設部及び上下水道部で所定の手続を行います。
- 農地の転用により道路、水路（二線引ではなく慣例的なもの）を占用又は加工変更する場合は、地元関係者に説明し承諾を得て、農業委員会にその内容を連絡します。
- 上記諸事項を守らず問題が起こった場合、転用者において解決し、農業委員会には迷惑をかけないようにします。

このたび、農地法に基づき農地を転用することについて、上記事項を遵守する証として本書を差し入れます。

年 月 日

住所

転用者
(借り人)

氏名

印

亀山市農業委員会会長 様